

令和 7 年小田原市議会 6 月定例会議案説明資料

(議案第 5 4 号～議案第 6 6 号)

令和 7 年 6 月 6 日提出

目次

○条例議案

議案第 5 4 号	小田原市立幼保連携型認定こども園条例……………	1
議案第 5 5 号	小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 5 6 号	小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第 5 7 号	小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 5 8 号	小田原市立学校条例の一部を改正する条例……………	8
議案第 5 9 号	小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 6 0 号	小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	12
議案第 6 1 号	小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例……………	14

○事件議案

議案第 6 2 号	工事請負契約の変更について（小田原競輪場第 3 ・ 第 8 スタンド、第 4 ・ 第 9 スタンド解体撤去工事）……………	15
議案第 6 3 号	財産の取得について（自動ラップ式トイレ式）……………	16
議案第 6 4 号	財産の取得について（高規格救急自動車）……………	18
議案第 6 5 号	財産の取得について（高度救命処置用資機材等）……………	21
議案第 6 6 号	財産の取得について（消防団活動衣ほか）……………	24

条 例 議 案 說 明 資 料

議案第 5 4 号

小田原市立幼保連携型認定こども園条例

[制定理由]

小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 名称及び位置（第 3 条関係）

- (1) 名称 小田原市立たちばなこども園
- (2) 位置 小田原市小船 1 7 4 番地の 1

2 入園の資格（第 4 条関係）

小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）に入園することができる者は、小学校就学の始期に達するまでの子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）のうち満 3 歳以上の者及び満 3 歳未満の保育を必要とする者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子どものための教育・保育給付を受ける資格及び次に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る子ども

ア 満 3 歳以上の小学校就学前子ども（イに該当する者を除き、こども園に入園する年度の初日の前日において満 3 歳以上である者に限る。）

イ 満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

ウ 満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、イの事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

- (2) その他市長が特に入園の必要があると認める者

3 入園の制限（第 5 条関係）

市長は、次に掲げる場合には、こども園への入園を拒むことができることとする。

- (1) 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) その他市長が入園を不適當と認めたとき。

4 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正（附則第 3 項関係）

こども園の設置に伴い、こども園の利用者から保育料を徴収するための所要の
規定の整備を行うこととする。（第6条及び第7条関係）

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 55 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に準じて、妊娠、出産等についての申出をした本市職員に対する仕事と育児との両立に資する就業の条件等に係る意向確認等の制度を設けるため改正する。

[内 容]

1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第 16 条の 3 関係）

(1) 任命権者は、自身又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実を申し出た職員（以下「申出職員」という。）に対する育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談その他の措置を講ずるに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

ウ 自身又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実の申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

(2) 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

ウ 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家

庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 任命権者は、(1)ウ又は(2)ウにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 10 月 1 日

議案第 56 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするための部分休業制度の拡充が行われることに伴い、本市職員の部分休業に係る取扱いについてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

〔内 容〕

1 部分休業の承認内容の変更（第 26 条関係）

従来の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認内容を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
30 分を単位として承認する。	正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて、30 分を単位として承認する。

2 新たな形態の部分休業の設定（第 26 条の 2 関係）

新たに 1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）を定めることとし、その承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)又は(2)に定める時間数を承認することができることとする。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

3 部分休業の請求期間等に係る規定の整備（第 26 条の 3 及び第 26 条の 4 関係）

部分休業は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに請求することとするほか、第 2 号部分休業を請求することができる上限時間として条例で定める時間を次のように定めることとする。

区 分	時 間
非常勤職員以外の職員	7 7 時間 3 0 分
非常勤職員	第 2 号部分休業を請求した非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間

4 部分休業の申出の内容を変更することができる条例で定める特別の事情（第 2 6 条の 5 関係）

部分休業の申出の内容を変更することができる条例で定める特別の事情は、当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とすることとする。

5 部分休業の承認の取消事由の変更（第 2 8 条関係）

部分休業の承認の取消事由を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
4 の特別の事情により、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき。	(1) 部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。 (2) 部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 1 0 月 1 日

議案第 57 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴い、病院事業管理者の地域手当及びパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に係る規定について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

病院事業管理者が医師である場合における地域手当の支給割合の特例に係る規定について、本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴う所要の規定の整備を行うこととする。（第 6 条関係）

- 2 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

パートタイム会計年度任用職員の基本報酬に含まれる地域手当相当額の算出割合を 100 分の 12 に引き上げることとし、これに応じた所要の規定の整備を行うこととする。（第 29 条関係）

- 3 経過措置（改正条例附則第 5 項関係）

2にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に含まれる地域手当相当額の算出割合は、100 分の 11 とすることとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 58 号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立の幼保連携型認定こども園としてたちばなこども園を設置することに伴い、前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止するため改正する。

[内 容]

1 前羽幼稚園及び下中幼稚園の廃止（別表第 3 関係）

前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止することとする。

2 小田原市立学校条例の一部改正に伴う関係条例の整備（改正条例附則第 2 項及び第 3 項関係）

次の条例について、1 に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市学校給食共同調理場設置条例（第 2 条関係）

(2) 小田原市学校給食費等に関する条例（題名、旧第 7 条及び旧第 8 条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 59 号

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

水道法施行令等が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件に関する基準の緩和等が図られたことに伴い、本市が経営する水道事業におけるこれらの要件について所要の措置を講ずるため改正する。

〔内 容〕

1 布設工事監督者の資格要件の緩和等（第 3 条関係）

布設工事監督者の資格要件のうち、学歴等に応じて必要とする技術上の実務に従事した経験年数等を次のように変更することとする。

区 分		改 正 後	改 正 前
大学卒業	土木工学科等の課程	水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する経験年数 3 年以上（うち水道に関する経験年数は 1 年 6 月以上）	水道に関する経験年数 3 年以上（衛生工学又は水道工学を修めた者にあつては、2 年以上）
	機械工学科、電気工学科等の課程	水道等に関する経験年数 4 年以上（うち水道に関する経験年数は 2 年以上）	—
短期大学卒業、高等専門学校卒業又は専門職大学前期課程修了	土木科等の課程	水道等に関する経験年数 5 年以上（うち水道に関する経験年数は 2 年 6 月以上）	水道に関する経験年数 5 年以上
	機械科、電気科等の課程	水道等に関する経験年数 6 年以上（うち水道に関する経験年数は 3 年以	—

		上)	
高等学校卒業又は中等教育学校卒業	土木科等の課程	水道等に関する経験年数7年以上（うち水道に関する経験年数は3年6月以上）	水道に関する経験年数7年以上
	機械科、電気科等の課程	水道等に関する経験年数8年以上（うち水道に関する経験年数は4年以上）	—
外国の学校で、上記の各課程に相当する課程を上記の各学校で修得する程度と同等以上に修得		上記の各経験年数以上の水道等に関する経験年数（うち水道に関する経験年数は2分の1以上）	上記の各経験年数以上の水道に関する経験年数
土木工学科等を修了して大学を卒業し、衛生工学又は水道工学を大学院研究科で1年以上専攻又は大学の専攻科で修了		水道等に関する経験年数2年以上（うち水道に関する経験年数は1年以上）	水道に関する経験年数1年以上
機械工学科、電気工学科等を修了して大学を卒業し、衛生工学又は水道工学を大学院研究科で1年以上専攻又は大学の専攻科で修了		水道等に関する経験年数3年以上（うち水道に関する経験年数は1年6月以上）	水道に関する経験年数2年以上
工事に関する技術上の実務経験のみ		水道等の工事に関する経験年数10年以上（うち水道の工事に関する経験年数は5年以上）	水道の工事に関する経験年数10年以上
技術士法による技術士試		水道等に関する経験年数	水道に関する経験年数1

験の第2次試験のうち上下水道部門に合格	1年以上（うち水道に関する経験年数は6月以上）	年以上
1級土木施工管理技士	水道等に関する経験年数3年以上（うち水道に関する経験年数は1年6月以上）	—

2 水道技術管理者の資格要件の緩和等（第4条関係）

水道技術管理者の資格要件から布設工事監督者たる資格を有する者を削除するとともに、学歴等に応じて必要とする水道に関する技術上の実務に従事した経験年数の要件を次のように追加することとする。

区 分		経験年数
大学卒業	土木工学科等の課程	3 年以上
短期大学卒業、高等専門学校卒業又は専門職大学前期課程修了		5 年以上
高等学校卒業又は中等教育学校卒業		7 年以上
技術士法による技術士試験の第 2 次試験のうち上下水道部門に合格		1 年以上
1 級土木施工管理技士		3 年以上

3 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正（改正条例附則第3項関係）

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備するほか、1及び2に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

（附則第2項関係）

4 その他

規定を整備することとする。

〔適用〕

公布の日

議案第 6 0 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市新病院建設基本計画による新病院の開院に伴い、小田原市立病院の名称を変更する等のため改正する。

[内 容]

1 病院の名称の変更（第 2 条関係）

病院の名称を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
小田原市立総合医療センター	小田原市立病院

2 診療科目の整備（第 4 条関係）

(1) 診療科目の変更

市立病院の診療科目を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
耳 鼻 咽 喉 科 頭 頸 部 外 科	耳鼻咽喉科・頭頸部外科

(2) 診療科目の追加

市立総合医療センターの診療科目に緩和ケア外科及び歯科口腔外科を加えることとする。

3 病床数の変更（第 4 条関係）

市立総合医療センターの病床数は、一般病床 4 0 6 床（現行は、一般病床 4 1 7 床）とすることとする。

4 小田原市立病院運営審議会の名称の変更（別表関係）

小田原市立病院運営審議会の名称を小田原市病院事業運営審議会に変更することとする。

5 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整備（改正条例附則第 2 項～第 4 項関係）

次の条例について、1 に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市職員の定年等に関する条例（附則第 4 項関係）

(2) 小田原市看護師等奨学金貸付条例（第 1 条、第 2 条、第 9 条及び第 1 0 条関係）

(3) 小田原市立病院新病院建設基金条例（題名及び第 1 条関係）

6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

1 診療科目の変更

公布の日

2 上記以外

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 6 1 号

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例

[廃止理由]

本市の全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例により規制される土砂等による土地の埋立て等が神奈川県による規制の対象とされたことに伴い、同条例による当該規制を廃止するため廃止する。

[廃止年月日]

公布の日

事 件 議 案 說 明 資 料

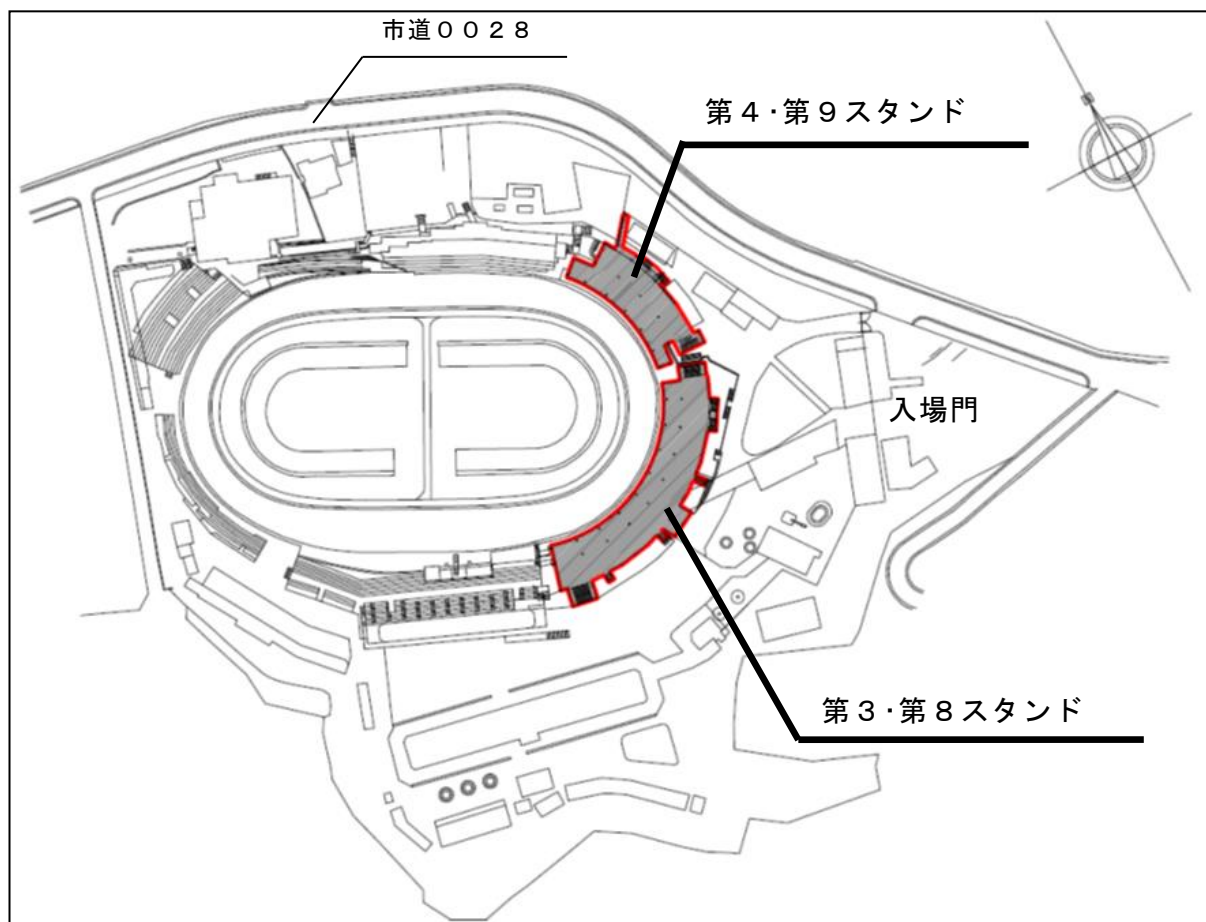
議案第 6 2 号

工事請負契約の変更について

工 事 概 要

工 事 名	小田原競輪場第 3 ・ 第 8 スタンド、第 4 ・ 第 9 スタンド解体 撤去工事
工 事 箇 所	小田原市城山四丁目 1 0 番 1 号
工 事 概 要	(変更分) アスベスト除去工事の追加等

配置図



議案第 6 3 号

財産の取得について

1 品 名 自動ラップ式トイレ式

2 規格及び数量

	規格等	数量
自動ラップ式トイレ本体	本体：アルミニウム合金 便座：ポリプロピレン樹脂	1 1 6 台

(1) 自動ラップ式トイレ本体には、それぞれ次の附属品が 1 式ずつ附属する。

ア 自動ラップ式トイレ専用消耗品セット（フィルム・凝固剤・ウェットティッシュ）

イ バッテリー

ウ 手すり

エ パネル

※自動ラップ式トイレ専用消耗品セットは、1 セット 1 , 1 2 5 回分以上を充たすものとする。

3 設置場所

(1) 小学校 1 3 校

三の丸小学校、新玉小学校、芦子小学校、山王小学校、久野小学校、千代小学校、下曽我小学校、国府津小学校、酒匂小学校、片浦小学校、曾我小学校、前羽小学校、報徳小学校

(2) 中学校 2 校

白山中学校、鴨宮中学校

入 札 調 書

件 名 : 自動ラップ式トイレ式

開札日時 : 令和7年5月9日 午後1時10分

入 札 者 名	第1回入札	第2回入札	摘 要
株 式 会 社 ヒ ラ ボ ウ	46,342,000		落 札
相 日 防 災 株 式 会 社	47,560,000		
株 式 会 社 o d a b o u	48,140,000		
丸 東 産 業 株 式 会 社	48,720,000		
株 式 会 社 足 柄 防 災	48,720,000		
D R プ ラ ン ニ ン グ 株 式 会 社	48,720,000		
株 式 会 社 三 栄 防 災	49,068,000		
大 東 綜 合 防 災 株 式 会 社	49,300,000		
株 式 会 社 ア レ ッ ク ス 防 災	—		不 着

契約金額（税込み）50,976,200 円

予定価格（税込み）53,465,000 円

予定価格（税抜き）48,604,546 円

入札書記載金額の10%に相当する額を加算した金額が契約金額である。

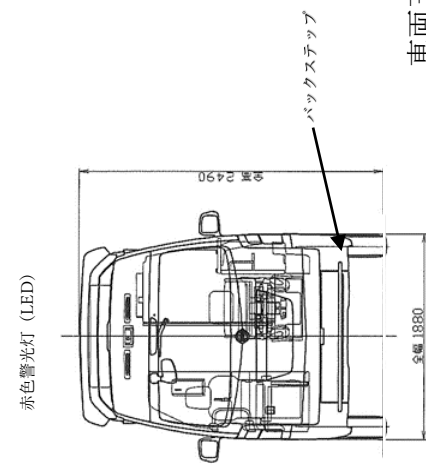
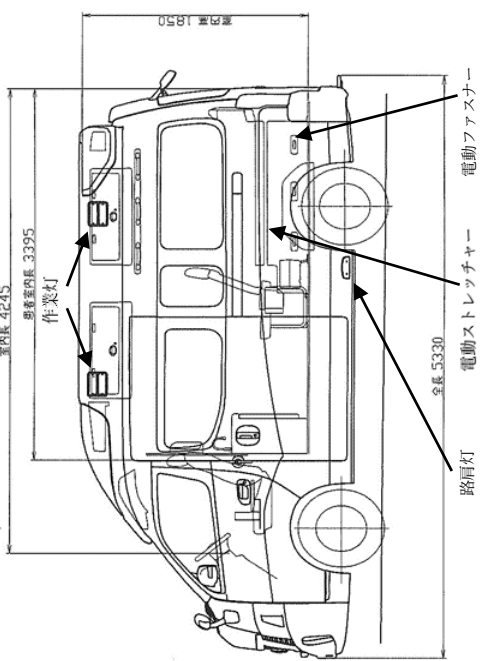
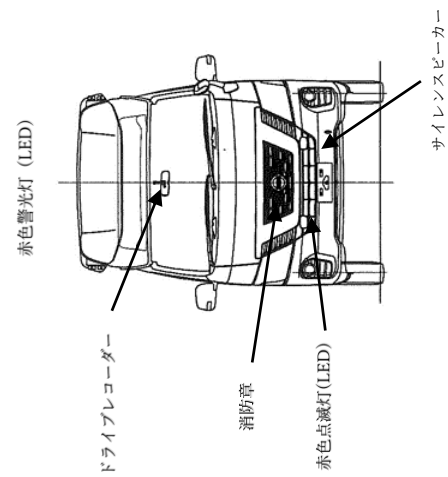
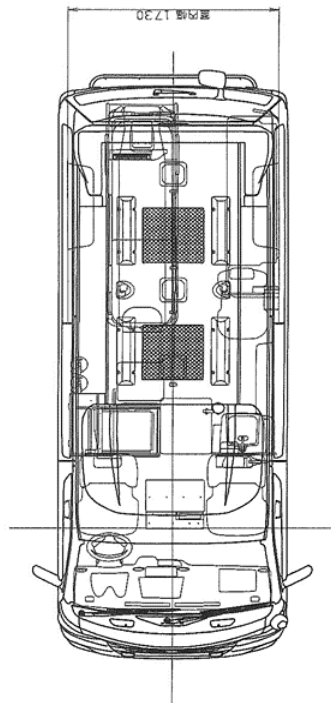
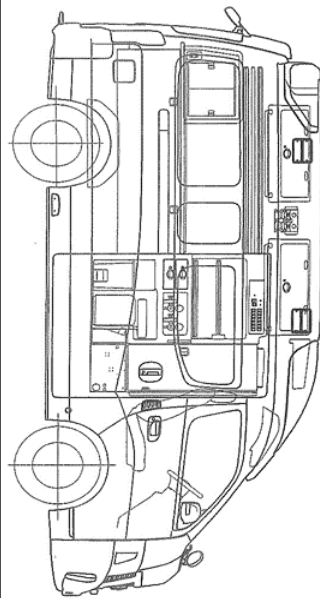
議案第 6 4 号

財産の取得について

1 品 名 高規格救急自動車（2 台）

2 主 要 諸 元

区 分	内 容	
駆動方式	四 輪 駆 動 （ 4 W D ）	
車両寸法	全 長	5 , 3 3 0 mm
	全 幅	1 , 8 8 0 mm
	全 高	2 , 4 9 0 mm
総排気量	2 , 4 8 8 cc	
乗車定員	7 名	
主な装備・積載品	赤色警光灯（L E D） ドライブレコーダー 消防章 赤色点滅灯（L E D） サイレンスピーカー 作業灯 電動ストレッチャー 電動ファスナー 路肩灯 バックステップ	



車両五面図 (単位: mm) 車両概要図

入 札 調 書

件 名 : 高規格救急自動車

開札日時 : 令和7年5月16日 午後1時30分

入 札 者 名	第1回入札	第2回入札	摘 要
日 産 神 奈 川 販 売 株 式 会 社	59,048,000		落 札
神 奈 川 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	62,920,000		
平 和 機 械 株 式 会 社	70,400,000		
米 山 商 事 株 式 会 社	—		不 着
株 式 会 社 カ ト ー	—		不 着
株 式 会 社 イ ノ メ デ ィ ッ ク ス	—		不 着
日 創 工 業 株 式 会 社	—		不 着
株 式 会 社 赤 尾	—		不 着
いすゞ自動車首都圏株式会社	—		不 着

契約金額（税込み）59,048,000 円

予定価格（税込み）72,343,800 円

入札書記載金額には、取引に係る消費税額、地方消費税額及び自動車重量税額が含まれている。

議案第 6 5 号

財産の取得について

1 品 名 高度救命処置用資機材等（2 式）

2 内 容

資 機 材 別	積 載 品 名
観察用資機材	壁掛け型血圧計 携帯型血圧計 フレックスポートカフ 電子血圧計 携帯型血中酸素飽和度測定器（携帯型 S P O 2 モニター） 携帯型血中酸素飽和度測定用プローブ 検眼ライト（ペンライト） 傷病者観察用ベッドサイドモニター ・心電図誘導コード ・バッテリーパック ・血圧測定用カフ（ライフスコープカフ） ・血中酸素飽和度測定用プローブ（ライフスコープフィンガープローブ、マルチプローブ） ・心電図パッチ 鼓膜体温計 体温計
呼吸・循環管理用資機材	気道確保用資機材 ・食道閉鎖式エアウェイ ・経鼻エアウェイ 携帯型電動吸引器 ・フィンガーチップ ・予備チューブ 喉頭鏡 喉頭鏡用ケース 救急車定置型酸素吸入器一式 ・オキシゲンキャリーバッグ ・減圧弁 ・酸素ボンベ 2 . 0 L （アルミ容器） 救急用人工呼吸器 自動体外式除細動器 ・記録紙 ・データカード

	・バッテリーパック ・バッテリーチャージャー ・記録器 ・電極リード線 ・電源コードW ・エアウェイアダプタ ・除細動レポート表示ソフトウェア ・ECG中継コード ・使い捨て除細動パッド 救急カプノメータ CO2センサーキット 手動式人工呼吸器（バックバルブマスク） ・シリコンカフマスク ビデオ硬性挿管用喉頭鏡 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡用イントロック
血糖関係資機材	自己検査用グルコース測定器 血糖試験測定チップ
創傷等保護用資機材等	頸部固定副子 スクープストレッチャー スクープストレッチャー用ベルト 布担架
固定用資機材	バックボード ・イモビライザー ・イモビライザー収納バッグ 骨盤固定具
感染防止・消毒用資機材	感染防止衣
その他の資機材	懐中電灯（強力ライト） ターニケット レスキューシザー レスキューシザー収納ケース 汚物入れ（汚物缶、受水盆） 救急バッグ 通信機器（骨伝導イヤホンマイク付） 無線機ベスト 訓練用資機材 ・気管挿管用 ・静脈路確保用

入 札 調 書

件 名 : 高度救命処置用資機材等

開札日時 : 令和7年5月14日 午後1時10分

入 札 者 名	第 1 回入札	第 2 回入札	摘 要
日 本 船 舶 薬 品 株 式 会 社	39,000,000		落 札
株式会社いわしや西方医科器械	41,000,000		
協 和 医 科 器 械 株 式 会 社	—		辞 退
株 式 会 社 粕 谷 歯 科 商 会	—		不 着
株 式 会 社 イ ノ メ デ ィ ッ ク ス	—		不 着
株 式 会 社 八 神 製 作 所	—		不 着

契約金額（税込み）42,900,000 円

予定価格（税込み）44,786,800 円

予定価格（税抜き）40,715,273 円

入札書記載金額の10％に相当する額を加算した金額が契約金額である。

議案第 66 号

財産の取得について

1 品 名 消防団活動衣ほか

2 内容及び数量

貸与服装種別		数量
消防団活動衣ほか	活動衣上衣	各 7 5 2
	活動衣ズボン	
	活動帽	
	ベルト	

入 札 調 書

件 名 : 消防団活動衣ほか

開札日時 : 令和 7 年 5 月 2 0 日 午後 1 時 5 0 分

入 札 者 名	第 1 回入札	第 2 回入札	摘 要
有 限 会 社 大 友 屋 せ き た	16,491,360		落 札
相 日 防 災 株 式 会 社	18,348,800		
株 式 会 社 コ バ ヤ シ	19,386,560		
D R プ ラ ン ニ ン グ 株 式 会 社	23,161,600		
合 資 会 社 マ ル ク 洋 服 店	—		不 着

契約金額（税込み）18,140,496 円

予定価格（税込み）30,854,560 円

予定価格（税抜き）28,049,600 円

入札書記載金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額が契約金額である。

